

津市避難情報発令の判断・伝達マニュアル

津 市

令和 8 年 5 月改訂

(平成 2 1 年 9 月作成)

目次

はじめに	1
第 1 避難情報	2
1 避難情報の発令	2
2 避難情報に係る根拠法令等	3
第 2 水害	4
1 水位の名称	4
2 判断基準等及び避難情報発令対象地区等	5
(1) 避難情報の発令の判断基準等	5
(2) 河川毎の避難情報発令対象地区等	15
3 避難情報の伝達内容	25
(1) 居住者等への伝達内容	25
(2) 要配慮者利用施設への伝達内容	26
第 3 土砂災害	28
1 気象情報等	28
(1) レベル 4 土砂災害危険警報（旧：土砂災害警戒情報）	28
(2) 三重県土砂災害情報提供システム	28
2 判断基準等及び避難情報発令対象地区等	29
(1) 避難情報の発令の判断基準等	29
(2) 避難情報発令対象地区（地域）等	30
(3) 避難情報発令の頻度	33
3 避難情報の伝達内容	33
第 4 高潮	35
1 潮位の名称	35
2 判断基準等及び避難情報発令	35
3 避難情報の発令対象地区	36
4 避難情報の伝達内容	38
(1) 居住者等への伝達内容	39
(2) 要配慮者利用施設への伝達内容	40

第 5	津波	41
1	判断基準等及び避難情報発令対象地区等	41
(1)	避難情報の発令の判断基準等	41
(2)	津波における避難情報発令対象地区等	42
2	避難情報の伝達内容	42
第 5	避難情報の伝達方法	45
第 6	運用に係る留意事項	46

はじめに

本市は、北に鈴鹿市、亀山市などと、西は伊賀市、名張市、奈良県御杖村・曽爾村などと、南は松阪市と接し、東は伊勢湾に臨み、三重県の中央部を横断して位置し、面積は約 7 1 1 k m²で、三重県の市町で最も面積が広く、総面積の 5, 7 7 6 k m²の約 1 2 %を占めています。

こういった地理的特性から、これまでも台風や突発的な豪雨により中山間地域では土砂災害が発生するとともに、平野部においては、浸水被害等が発生しています。

災害対策基本法（昭和 3 6 年 1 1 月 1 5 日法律第 2 2 3 号）では、市町村は当該市町村における住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、地域に係る防災に関する計画を作成し、実施する責務を要するとされており、市町村長には災害が発生するおそれがある場合等において、特に必要と認める地域の居住者等に対して、避難情報を発令する権限が付与されています。

これらのことから本マニュアルでは、本市における自然災害のうち、河川の洪水、土砂災害及び津波に伴う避難情報の発令基準や伝達方法等について整理するとともに、災害が発生する危険性が高まった場合に起こりうる災害種別に対応したその避難情報を発令する区域を示しています。

住民は、これらの情報を参考に適時・的確に避難行動を行う必要があることから、日頃から周知を図っていきます。

なお、本マニュアルにおける「避難」とは、災害から命を守るための行動であり、避難所への避難だけでなく、近隣の安全を確保できる場所に退避することや家屋内に留まって安全を確保することも「避難行動」の一つとします。各人が津市からの避難情報の発令を受けて、自らの判断で避難行動をとることが重要となります。

第1 避難情報

1 避難情報の発令

自然災害ごとに、どのような状態になれば居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）において避難行動等を開始する必要があるかについては、関係機関からの提供による情報、自らの収集による情報等を基に判断することとなりますが、本市における居住者等に対する避難に係る発令については、「【警戒レベル3】高齢者等避難」、「【警戒レベル4】避難指示」及び「【警戒レベル5】緊急安全確保」（以下「避難情報」という。）の3段階とし、避難情報発令時等の状況及び居住者等に求められる行動は、次表のとおりとします。

避難情報は災害の種別毎に発令し、対象地域において立ち退き避難が必要な住民等と、屋内安全確保が必要な住民等の両者に、それぞれの避難行動を示します。

【避難情報と居住者に求められる行動の関係】

避難情報	発令時の状況	居住者等に求められる行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害が発生するおそれがある状況	高齢者等避難が発令された際には、高齢者や障がい者等、避難に時間を要する人は危険な場所から避難する。 具体的にとるべき行動は「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで「屋内安全確保」することも可能。 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。
【警戒レベル4】 避難指示	災害が発生するおそれが高い状況	避難指示が発令された際には、居住者等は危険な場所から全員避難する。 具体的にとるべき行動は「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで「屋内安全確保」することも可能。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害が発生又は切迫している状況	緊急安全確保が発令された際には、居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保する。 具体的にとるべき行動は「緊急安全確保」である。

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難するだけでなく、事態の切迫した状況等に応じて、水害時など状況によっては自宅や隣接建物の2階等に避難することもあります。

2 避難情報に係る根拠法令等

(1) 【警戒レベル 3】高齢者等避難

ア 災害対策基本法第 56 条第 2 項（高齢者等避難）

イ 高齢者等避難は、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すための情報提供、要配慮者が円滑且つ迅速に避難できるように配慮を促すための避難情報とする。

(2) 【警戒レベル 4】避難指示

ア 災害対策基本法第 60 条第 1 項（避難指示）及び水防法第 29 条（立退きの指示）

イ 避難指示は、災害が発生し、又は発生するおそれが高い状況において、市が避難が必要な居住者等に発令することで、立退き避難等を求めることを基本とし、屋内での身の安全が確保できる場合には屋内安全確保を促すための避難情報とする。

(3) 【警戒レベル 5】緊急安全確保

ア 災害対策基本法第 60 条第 3 項（緊急安全確保）

イ 緊急安全確保は、災害が発生し、又は切迫している状況において、立退き避難を行うことがかえって危険なおそれがある場合等において、市が必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して指示を行うための避難情報とする。ただし、災害が発生し、又は切迫している状況において、その状況を市が必ず把握することができるとは限らないこと等から、緊急安全確保は市から必ず発令される情報ではない。

第2 水害

1 水位の名称

(1) 水防団待機水位

水防団（消防団）が出動のために準備・待機する水位で、概ね年に5回から10回程度発生する水位。

(2) 氾濫注意水位

水防団の出動の目安となる水位で、概ね3年に1回程度発生する水位（河川毎に河川管理者（大臣又は都道府県知事）が設定）。

(3) 避難判断水位

住民に対し氾濫発生危険性の注意喚起を開始する水位であり市長村長の【警戒レベル3】高齢者等避難の発令判断の目安となる水位。

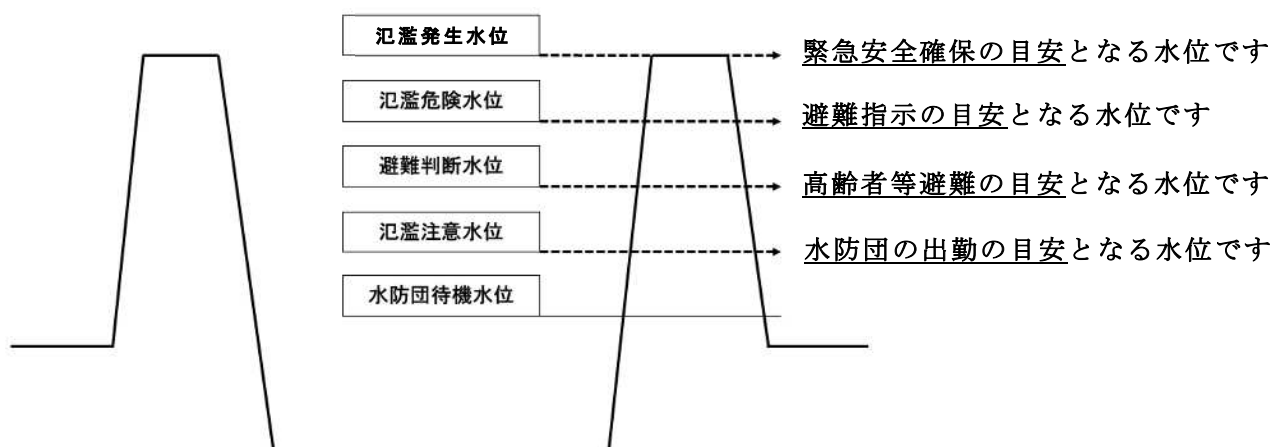
(4) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こるおそれがある水位であり、市町村長の【警戒レベル4】避難指示の発令判断の目安となる水位。

(5) 氾濫発生水位

堤防天端等、氾濫が開始する水位であり【警戒レベル5】緊急安全確保の発令判断の目安となる水位。

図：河川水位のイメージ



2 判断基準等及び避難情報発令対象地区等

(1) 避難情報の発令の判断基準等

ア 洪水予報河川及び水位周知河川における避難情報の発令

洪水予報河川及び水位周知河川の水害時における避難情報の発令に当たっては、次表に示す河川（大臣又は知事の指定の河川）毎の基準を基に、総合的に判断することとなりますが、この運用に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとします。

- ・ 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること。
- ・ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないかなど、広域的な状況把握に努めること。
- ・ 堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。
- ・ 雲出川開口部（一志町其村及び高野）については、国土交通省三重河川国道事務所で独自に算定した水位 4.55m（大仰観測所）を参考とし、当該水位のほか、総合支所による現地状況の確認等、総合的な判断を行うこと。

【洪水予報河川及び水位周知河川における避難情報発令の判断基準】

レベル	【警戒レベル 3】	【警戒レベル 4】	【警戒レベル 5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
雲出川 （中村川合流より上流）	大仰観測所の水位が 4.80m （避難判断水位） を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	大仰観測所の水位が 5.10m （氾濫危険水位） を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	大仰観測所の水位が 5.80m （氾濫発生水位）を観測したとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき

レベル	【警戒レベル 3】	【警戒レベル 4】	【警戒レベル 5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
雲出川 (中村川合流 より下流)	※詳細は P22 参照	※詳細は P22 参照	※詳細は P22 参照
波瀬川	※詳細は P23 参照	※詳細は P23 参照	※詳細は P23 参照
雲出川 (県管理区 間)	元小西観測所の水位が 2.82m (避難判断水位) を観測し、更に水位の上 昇が見込まれるとき	元小西観測所の水位が 2.82m (氾濫危険水位) を観測し、更に水位の上 昇が見込まれるとき	元小西観測所の水位が 3.77m (氾濫発生水位) を観測した とき、または当該河川におい て決壊や越流を確認したとき
安濃川	一色観測所の水位が 2.80m (避難判断水位) を観測し、更に水位の上 昇が見込まれるとき	一色観測所の水位が 3.24m (氾濫危険水位) を観測し、更に水位の上 昇が見込まれるとき	一色観測所の水位が 4.37m (氾濫発生水位) を観測した とき、または当該河川におい て決壊や越流を確認したとき
岩田川	野田観測所の水位が 1.78m (避難判断水位) を観測し、更に水位の上 昇が見込まれるとき	野田観測所の水位が 1.78m (氾濫危険水位) を観測し、更に水位の上 昇が見込まれるとき	野田観測所の水位が 3.33m (氾濫発生水位) を観測した とき、または当該河川におい て決壊や越流を確認したとき
美濃屋川	長岡観測所の水位が 2.16m (避難判断水位) を観測し、更に水位の上 昇が見込まれるとき	長岡観測所の水位が 2.50m (氾濫危険水位) を観測し、更に水位の上 昇が見込まれるとき	長岡観測所の水位が 2.84m (氾濫発生水位) を観測した とき、または当該河川におい て決壊や越流を確認したとき
志登茂川	一身田平野観測所の水位 が 3.42m (避難判断水 位) を観測し、更に水位 の上昇が見込まれるとき	一身田平野観測所の水位 が 3.75m (氾濫危険水 位) を観測し、更に水位 の上昇が見込まれるとき	一身田平野観測所の水位が 4.58m (氾濫発生水位) を観 測したとき、または当該河川 において決壊や越流を確認し たとき
横川	栗真小川観測所の水位が 2.19m (避難判断水位) を観測し、更に水位の上 昇が見込まれるとき	栗真小川観測所の水位が 2.19m (氾濫危険水位) を観測し、更に水位の上 昇が見込まれるとき	栗真小川観測所の水位が 2.67m (氾濫発生水位) を観 測したとき、または当該河川 において決壊や越流を確認し たとき

レベル	【警戒レベル 3】	【警戒レベル 4】	【警戒レベル 5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
相川	藤方観測所の水位が 3.83m （避難判断水位） を観測し、更に水位の上 昇が見込まれるとき	藤方観測所の水位が 4.37m （氾濫危険水位） を観測し、更に水位の上 昇が見込まれるとき	藤方観測所の水位が 6.02m （氾濫発生水位）を観測した とき、または当該河川におい て決壊や越流を確認したとき
中ノ川	三宅観測所の水位が 3.00m （避難判断水位） を観測し、更に水位の上 昇が見込まれるとき	三宅観測所の水位が 3.70m （氾濫危険水位） を観測し、更に水位の上 昇が見込まれるとき	三宅観測所の水位が 5.20m （氾濫発生水位）を観測した とき、または当該河川におい て決壊や越流を確認したとき

イ 中小河川における避難情報の発令

中小河川の水害時における避難情報の発令に当たっては、「中小河川における避難情報発令の判断・伝達マニュアル」を基に、消防団等の巡視結果を踏まえ、避難情報の発令を判断します。また、この運用に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとします。

- ・ 中小河川における避難情報の発令については、判断地点を巡視する消防団や各総合支所と連携を密にします。
- ・ 流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇する場合があるため、【警戒レベル 3】高齢者等避難の発令に至らず、【警戒レベル 4】避難指示を発令する場合があります。
- ・ 中小河川による浸水は局所的な現象であり、事前に市町村が判断できる情報が少ないことから、住民等からの被害情報を入手して避難情報の発令の参考とします。
- ・ 久居地域の須ヶ瀬町については、赤川の氾濫により、三重県道 24 号松阪久居線が冠水するおそれがあることから、平生観測所の水位により注意喚起等を行うこととします。

【中小河川における避難情報発令の判断基準】

レベル	【警戒レベル 3】	【警戒レベル 4】	【警戒レベル 5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
穴倉川 (津)	広永橋の水位が橋桁の底部から 1.00m (青色) に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	広永橋の水位が橋桁の底部から 0.50m (黄色) に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	広永橋の水位が橋桁の底部 (赤色) に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
天神川	高茶屋観測所の水位が 2.00m を示し、さらに水位上昇が見込まれるとき	高茶屋観測所の水位が 2.20m を示し、さらに水位上昇が見込まれるとき	高茶屋観測所の水位が 2.40m を示し、さらに水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
赤川	相互橋下の水位が橋の主桁下端に達し、更に水位上昇が見込まれるとき	相互橋下の水位が橋の主桁上端に達し、更に水位上昇が見込まれるとき	相互橋下の水位が橋の天端高に到達するおそれが高いとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
八壺川	八壺川管理橋より約 220 m 上流付近の水位が基準 (青色) に達し、更に水位上昇が見込まれるとき	八壺川管理橋より約 220 m 上流付近の水位が基準 (黄色) に達し、更に水位上昇が見込まれるとき	八壺川管理橋より約 220 m 上流付近の水位が路面高に到達するおそれが高いとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
かよう川	大日橋より約 400 m 上流付近の水位が基準 (青色) に達し、更に水位上昇が見込まれるとき	大日橋より約 400 m 上流付近の水位が基準 (黄色) に達し、更に水位上昇が見込まれるとき	大日橋より約 400 m 上流付近の水位が路面高に到達するおそれが高いとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき

レベル	【警戒レベル 3】	【警戒レベル 4】	【警戒レベル 5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
安子谷川	安子公民館から約 1 6 0 m 上流付近の水位が基準（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれるとき	安子公民館から約 1 6 0 m 上流付近の水位が基準（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれるとき	安子公民館から約 1 6 0 m 上流付近の水位が路面高に到達するおそれが高いとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
谷柚川	榊原上教育集会所上流付近の水位が護岸階段天場から 3 段目（青色）に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。	榊原上教育集会所上流付近の水位が護岸階段天場（黄色）に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。	榊原上教育集会所上流付近の水位が護岸階段天場を超え越流するおそれがあるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき。
田中川 （上野）	大蔵橋西記念碑付近の水位が犬走りから 1 段目の張ブロック上端の基準（青色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。	大蔵橋西記念碑付近の水位が犬走りから 2 段目の張ブロック上端の基準（黄色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。	大蔵橋西記念碑付近の水位が堤防を越えるおそれがあるときや、漏水等堤防の決壊につながる前兆現象が確認されるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき。
田中川 （東千里）	防潮水門設置の水位標が 2.60m を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	防潮水門設置の水位標が 2.80m を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	防潮水門西地点の水位が堤防を越えるおそれがあるときや、漏水等堤防の決壊につながる前兆現象が確認されるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき

レベル	【警戒レベル 3】	【警戒レベル 4】	【警戒レベル 5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
田中川 (大蔵園)	防潮水門設置の水位標が 2.40m を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	防潮水門設置の水位標が 2.60m を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	汐見橋西地点の水位が堤防を越えるおそれがあるときや、漏水等堤防の決壊につながる前兆現象が確認されるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
中ノ川	芸濃町楠原新六橋の水位が基準（ 青色、左岸底部 ）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	芸濃町楠原新六橋の水位が基準（ 黄色、左岸底部から概ね 1 m ）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	芸濃町楠原新六橋の水位が基準（ 赤色、左岸底部から概ね 1.8m ）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
安濃川 上流 (河内中)	下垣内観測所の水位計が 2.10m を示し、更に水位上昇が見込まれるとき	下垣内観測所の水位計が 2.45m を示し、更に水位上昇が見込まれるとき	下垣内観測所の水位計が 2.80m を示し、更に水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
桂畑川 (南長野)	市道東出中出線岩辺橋下の水位が左岸（護岸工）の天端から 80cm（青色） に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	市道東出中出線岩辺橋下の水位が左岸（護岸工）の天端から 40cm（黄色） に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	市道東出中出線岩辺橋下の水位が左岸（護岸工）の天端（ 赤色 ）に達し、さらに水位の上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき

レベル	【警戒レベル 3】	【警戒レベル 4】	【警戒レベル 5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
桂畑川 (桂畑)	桂畑文化センター前の水位が左岸の底部から 1.0m (青色) に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	桂畑文化センター前の水位が左岸の底部から 1.5m (黄色) に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	桂畑文化センター前の水位が左岸の天端 (赤色) に達し、さらに水位の上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
細野川	市道北長野本線前田橋下の水位が左岸（ブロック積）の底部から 1.3m (青色) に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	市道北長野本線前田橋下の水位が左岸（ブロック積）の底部から 1.8m (黄色) に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	市道北長野本線前田橋下の水位が左岸（ブロック積）の天端 (赤色) に達し、さらに水位の上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
柳谷川	三郷柳谷梅林寺下の水位が右岸（ブロック積）の底部から 1.1m (青色) に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	三郷柳谷梅林寺下の水位が右岸（ブロック積）の底部から 2.0m (黄色) に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	三郷柳谷梅林寺下の水位が右岸（ブロック積）の底部から 2.5m (赤色) に達し、さらに水位の上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき

レベル	【警戒レベル 3】	【警戒レベル 4】	【警戒レベル 5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
穴倉川 (美里)	津市消防団美里方面 団第 3 分団詰所・車 庫前の水位が左岸 (ブロック積) の底 部から 1.8m (青 色) に達し、さらに 水位上昇が見込ま れ、現場の状況によ り、災害が発生する おそれが高まったと き	津市消防団美里方面 団第 3 分団詰所・車 庫前の水位が左岸 (ブロック積) の底 部から 2.5m (黄 色) に達し、さらに 水位上昇が見込ま れ、現場の状況によ り、災害が発生する おそれが高まったと き	津市消防団美里方面団第 3 分団詰所・車庫前の水 位が左岸 (ブロック積) の底部から 3.5m (赤 色) に達し、さらに水位 の上昇が見込まれ、現場 の状況により、災害が発 生するおそれが非常に高 まったとき、または当該 河川において決壊や越流 を確認したとき
待口川	国道 163 号みさとの 丘入口交差点北の水 位が天端から 80cm (青色) に達し、さ らに水位上昇が見込 まれ、現場の状況に より、災害が発生す るおそれが高まった とき	国道 163 号みさとの 丘入口交差点北の水 位が天端から 40cm (黄色) に達し、さ らに水位上昇が見込 まれ、現場の状況に より、災害が発生す るおそれが高まった とき	国道 163 号みさとの丘入 口交差点北の水位が天端 (赤色) に達し、さらに 水位の上昇が見込まれ、 現場の状況により、災害 が発生するおそれが非常 に高まったとき、または 当該河川において決壊や 越流を確認したとき
久保川	美里町家所地内田代 橋付近の水位が右岸 (護岸工) の底部か ら 1.6m (青色) に 達し、さらに水位上 昇が見込まれ、現場 の状況により、災害 が発生するおそれが 高まったとき	美里町家所地内田代 橋付近の水位が右岸 (護岸工) の底部か ら 2.0m (黄色) に 達し、さらに水位上 昇が見込まれ、現場 の状況により、災害 が発生するおそれが 高まったとき	美里町家所地内田代橋付 近の水位が右岸 (護岸 工) の天端 (赤色) に達 し、さらに水位の上昇が 見込まれ、現場の状況に より、災害が発生するお それが非常に高まったと き、または当該河川にお いて決壊や越流を確認し たとき

レベル	【警戒レベル 3】	【警戒レベル 4】	【警戒レベル 5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
美濃屋川 (内多)	内多区公民館東堤防の水位が左岸法面（護岸工を除く）の概ね 1/2（青色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	内多区公民館東堤防の水位が左岸法面（護岸工を除く）の概ね 2/3（黄色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	内多区公民館東堤防の破堤または堤防天端高に水位が到達するおそれが高いとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
美濃屋川 (太田)	太田橋下堤防の水位が右護岸ヒューム管底に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	太田橋下堤防の水位が右護岸ヒューム管芯に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	太田橋下堤防の破堤または堤防天端高に水位が到達するおそれが高いとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
美濃屋川 (清水)	清水ヶ丘（堂山古墳群）西堤防の水位が右岸法面（護岸工を除く）の概ね 1/2（青色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	清水ヶ丘（堂山古墳群）西堤防の水位が右岸法面（護岸工を除く）の概ね 2/3（黄色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	清水ヶ丘（堂山古墳群）西堤防の破堤または堤防天端高に水位が到達するおそれが高いとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
波瀬川	薬師橋下流左岸量水板の量水板の水位が 1.50m（青色）を観測し、さらに水位上昇が見込まれるとき	室の口観測所の雨量や薬師橋下流左岸量水板の水位並びに室の口地内の状況により災害が発生するおそれがあるとき	室の口観測所の雨量や薬師橋下流左岸量水板の水位並びに室の口地内の状況により災害が発生するおそれが非常に高まったとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき

レベル	【警戒レベル 3】	【警戒レベル 4】	【警戒レベル 5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
大村川 (上流)	寺前橋の水位が河床から 0.8m (青色) に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	寺前橋の水位が河床から 1.4m (黄色) に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	寺前橋の水位が河床から 2.0m (赤色) に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
大村川 (中流)	白山橋の水位が橋桁の底部から 2.7m (青色) に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	白山橋の水位が橋桁の底部から 2.2m (黄色) に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	白山橋の水位が橋桁の底部から 1.7m (赤色) に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
佐田川	藤治垣内の判断地点の水位が河床から 2.2m (青色) に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	藤治垣内の水位が河床から 2.8m (黄色) に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	藤治垣内の水位が河床から 3.4m (赤色) に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
垣内川	垣内公民館前の水位が河床から 2.6m (青色) に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	垣内公民館前の水位が河床から 2.9m (黄色) に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	垣内公民館前の水位が河床から 3.3m (赤色) に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき

レベル	【警戒レベル 3】	【警戒レベル 4】	【警戒レベル 5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
弁天川	吹毛橋付近の水位がブロック積の上から3つ半下（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	吹毛橋付近の水位がブロック積の上から2つ下（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	吹毛橋付近の水位がブロック積の上から1つ下（赤色）に達し、更に水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
八手俣川	下之川観測所の水位が 2.50m を観測したとき	下之川観測所の水位が 2.50m 以上の水位に達し、さらに水位上昇が見込まれ、災害が発生するおそれがあるとき	下之川観測所の水位が 3.00m 以上の水位に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
名張川	太郎生観測所の水位が 3.00m を観測したとき	太郎生観測所の水位が 3.50m 以上の水位に達し、更に水位上昇が見込まれ、災害が発生するおそれがあるとき	太郎生観測所の水位が 4.00m 以上の水位に達し、更に水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき

(2) 河川毎の避難情報発令対象地区等

河川毎の避難所及び避難情報発令対象地区は、次表のとおりとしますが、この運用に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとします。

ア 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること。

イ 「避難情報発令対象地区」は、各河川が氾濫した場合における三重県が示す浸水想定区域を踏まえて特定したもので、自然現象のため不測の事態等も想定されるため、事態の進行・状況に応じて、避難情報の発令区域を適切に判断すること。

ウ 「避難情報発令対象地区」特定の際に参考とした浸水想定区域図は、一定規模の外力等を想定して作成されたもので、想定を上回る災害が発生する可能性があることや、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないこと等に留意すること。

エ 基本的には「計画規模の降雨」を前提とした浸水想定区域を、「避難情報発令対象地区」とするが、その河川流域において計画規模の降雨量を超える雨量を観測した場合、又は破堤・越水を確認した場合については「第二段階」（「想定最大規模の降雨」を前提とした浸水想定区域を「避難情報発令対象地区」とする）とし、対象地区へ「【警戒レベル4】避難指示」、又は「【警戒レベル5】緊急安全確保」の発令を検討することとする。

【洪水予報河川及び水位周知河川における河川毎の避難情報発令対象地区等】

河川名	避難所	避難情報発令対象地区
雲出川 (中村川合流より上流)	【久居】誠之小学校、久居公民館 【一志】(旧)大井小学校、一志高岡公民館、一志東小学校	誠之(久居小戸木町、須ヶ瀬町)、栗葉(庄田町)、大井(村出、片山、向川原、石橋)、高岡(高野1、高野2、高野4、日置)、川合(庄村、其村団地、其村、片野)
雲出川 (中村川合流より下流)	【津】高茶屋市民センター、南郊公民館、雲出市民センター、雲出地区防災コミュニティセンター 【久居】久居東中学校、桃園小学校 【香良洲】香海中学校、香良洲小学校、まつぼっくり作業所	高茶屋(小森北、ヒューマンタウン高茶屋、町屋、小森南第一、小森上野町)、雲出地区全域、桃園(新家町、木造)、香良洲地域全域 ※詳細はP22の【雲出川(中村川合流より下流)における避難情報発令対象地区等】参照

河川名	避難所	避難情報発令対象地区
波瀬川	【一志】一志高岡公民館、とことめの里一志	大井（平岩、谷戸）、高岡（田尻1、田尻2、田尻3）、川合（西川原、一志団地） ※詳細はP23の【波瀬川における避難情報発令対象地区等】参照
【第一段階】 雲出川 （県管理区間）	【一志】（旧）大井小学校 【白山】白山公民館、白山体育館 【美杉】竹原地域住民センター、美杉中学校、土砂災害避難施設 高巖寺	大井（上井生、上出、村出、片山、向川原、石橋）、川口（新家・上田、吹毛、御衣田、大広、茅刈、並木、杉ヶ瀬、上野、大角、双川）、八ツ山（古市）、竹原（宝生、掛之脇）、八知（立花、庄屋出、宮ノ下、元小西、下市場、柳瀬）、八幡（宮ノ本上）
【第二段階】 雲出川 （県管理区間） ※流域の24時間 雨量358mm以上	※第二段階時には上記に加え、 【白山】川口小学校 【美杉】美杉総合文化センター、美杉高齢者婦人センター 「しゃくなげ会館」、美杉高齢者生活福祉センターについても、状況に応じて開設を検討する。	大井（上井生、上出、村出、片山、向川原、石橋）、川口（新家・上田、吹毛、御衣田、大広、茅刈、並木、杉ヶ瀬、上野、大角、双川、川口北、川口中、川口南）、八ツ山（古市）、竹原（持経、宝生、中野、瀬木、掛之脇、上平）、八知（須渚地区、立花、庄屋出、宮ノ下、元小西、下市場、宇谷、上市場、柳瀬）、八幡（波籠、上殿、宮ノ本上）

河川名	避難所	避難情報発令対象地区
【第一段階】 安濃川	【津】 アストプラザ、橋北中学校、敬和小学校、敬和公民館、高洲町教育集会所、さくら児童館、中央市民館、三重大学教育学部附属小学校、新町小学校、西橋内中学校、安東小学校、櫛形小学校、櫛形市民館 【安濃】 村主小学校	南立誠 （桜橋1丁目、栄町1丁目北、栄町1丁目南）、 敬和 （寿町・極楽町、乙部元町南、乙部朝日、乙部美浜町、乙部日之出、末広町、乙部三筋、末広町西、中河原、高洲町、港海岸）、 新町 （八町三丁目北、南押加部町）、 安東 （観音寺町、納所町、河辺町）、 櫛形 （分部（長田、十王、地下、広永、四軒町、向井））、小舟）、 村主 （妙法寺、今徳、浄土寺、連部）
【第二段階】 安濃川 ※流域の24時間雨量373mm以上	※第二段階時には上記以外の避難所についても、状況に応じて開設を検討する。	南立誠 （桜橋1丁目、桜橋2丁目、栄町1丁目北、栄町1丁目南）、 敬和地区全域 、 養正地区全域 、 新町地区全域 、 安東地区全域 、 櫛形 （分部（長田、十王、地下、広永、向井、四軒町）、小舟、殿村、殿村（五軒町））、 神戸 （野田第2、神戸第1、神戸北）、 明 （忍田区）、 安西 （小野平区、多門区、北神山区、萩野区）、 雲林院 （下川、上ノ段、河原、新田）、 河内 （河内下）、 草生 （岩城）、 村主 （村主、神田、南神山、今徳、妙法寺、浄土寺、連部、リバーサイド、下川原東区、ファミリーステージ安濃、ヒーリングパーク、浄土寺西）、 安濃 （安濃、内多、清水、曾根、椿園、佐倉園団地、清水地区第二）、 明合 （荒木、栗加区）

河川名	避難所	避難情報発令対象地区
【第一段階】 岩田川	【津】 片田出張所、神戸小学校、津市青少年野外活動センター、修成小学校、三重県立津工業高等学校、セントヨゼフ女子学園、新町小学校、西橋内中学校、敬和公民館、敬和小学校、高洲町教育集会所、さくら児童館、中央市民館、育生小学校	敬和 （寿町・極楽町、乙部元町南、乙部朝日、乙部美浜町、乙部日之出、乙部三筋、末広町、末広町西、中河原、高洲町、港海岸）、 養正 （南堀端・五軒町、西新町南、中新町南、一番町、二番町、三番町、丸之内本町三丁目、丸之内泉町東、丸之内泉町西、丸之内鯉堀北、丸之内鯉堀南、丸之内南町）、 修成 （川田町、高松、池町、修成町、弓屋敷、野崎垣内、宮之前、佐伯町、伊予町、弓之町、西裏岩田・桜ヶ岡）、 新町 （大園町第2、大園町、美川町、川添町、南新町第1、南新町第2、南新町第3、新町一丁目南、新町一丁目中）、 片田 （片田久保町、片田町、片田井戸町、片田田中町、片田長谷場町、片田志袋町）、 神戸 （野田第1、野田第2、神戸第1、神戸第2）
【第二段階】 岩田川 ※流域の24時間雨量373mm以上	※第二段階時には上記以外の避難所についても、状況に応じて開設を検討する。	敬和地区全域、養正地区全域、修成地区全域、育生地区全域、新町地区全域、片田 （片田久保町、片田町、片田井戸町、片田田中町、片田長谷場町、片田志袋町）、 神戸 （野田第1、野田第2、神戸第1、神戸第2、半田第1、半田第2、ぜにやま団地、神戸北）、 藤水 （藤方、藤方北、藤方中、藤方東、米津、米津北、御殿場）

河川名	避難所	避難情報発令対象地区
【第一段階】 美濃屋川	【津】 三重大学教育学部附属小学校	安東 （観音寺町、渋見町、長岡町、河辺町）、 養正 （鳥居町第1、鳥居町第3） ※安濃 （内多、太田、清水）の避難情報等の発令については、上流の雨量等により総合的に判断することとし、それらの発令については、「中小河川における避難情報発令の判断・伝達マニュアル」に依るものとする。
【第二段階】 美濃屋川 ※流域の24時間雨量373mm以上	※第二段階時には上記以外の避難所についても、状況に応じて開設を検討する。	安東 （観音寺町、渋見町、長岡町、河辺町、安東町（中跡部、跡部）、一色町、北河路、納所町、納所町（常垣内））、 養正 （鳥居町第1、鳥居町第3） ※安濃 （内多、太田、清水）の避難情報の発令については、上流の雨量等により総合的に判断することとし、それらの発令については、「中小河川における避難情報発令の判断・伝達マニュアル」に依るものとする。
【第一段階】 志登茂川	【津】 一身田小学校、三重短期大学、三重県総合文化センター、白塚小学校、栗真小学校、町屋会館、アストプラザ、橋北中学校	北立誠 （上浜町五丁目）、 白塚 （白塚西町三丁目）、 栗真 （栗真小川町、栗真中山町）、 一身田 （一身田志登茂第1、一身田旭、一身田中野区、一身田平野区、一身田西平野区）
【第二段階】 志登茂川 ※流域の24時間雨量315mm以上	※第二段階時には上記に加え、 【河芸】 豊津小学校、河芸公民館、黒田小学校について	北立誠地区全域 、 南立誠 （栄町2丁目北、栄町2丁目南、栄町3丁目北、栄町3丁目南、栄町4丁目西、栄町4丁目東、桜橋1丁目、桜橋2丁目、桜橋3丁目南、島崎町、島崎東北、旭町、ロイヤルマンション

河川名	避難所	避難情報発令対象地区
	も、状況に応じて開設を検討する。	津桜橋、アトレ津島崎、アトレ島崎スカイフォート、アトレ桜橋テラスフォート）、 白塚地区全域、栗真地区全域、一身田 （一身田北区、一身田中区、一身田東区、一身田橋向区、一身田団地南区、一身田団地北の1、一身田団地北の2、一身田団地3丁目、一身田緑宝区、一身田大古曽区、一身田末広、一身田旭、一身田上津部田、一身田中野区、一身田平野区、一身田西平野区、一身田志登茂第1、一身田志登茂第2、一身田志登茂第3、一身田志登茂第4、一身田東豊野区、一身田西豊野区、一身田桜町）、 豊津 （一色、影重）、 上野 （中瀬）、 黒田 （南黒田、高佐）
【第一段階】 横川	【津】白塚小学校、栗真小学校、町屋会館、三重県総合文化センター	栗真 （栗真小川町、栗真中山町）、 白塚 （白塚西町三丁目）
【第二段階】 横川 ※流域の24時間雨量315mm以上	※第二段階時には上記に加え、 【河芸】河芸公民館、黒田小学校についても、状況に応じて開設を検討する。	栗真 （栗真小川町、栗真中山町）、 白塚 （白塚西町三丁目）、 黒田 （南黒田、高佐）
【第一段階】 相川	【津】高茶屋市民センター、南郊公民館、藤水小学校、南が丘小学校、三重県立聾学校	高茶屋 （小森上野町、桜茶屋、桜茶屋東）、 藤水 （藤方東、米津、御殿場）

河川名	避難所	避難情報発令対象地区
【第二段階】 相川 ※流域の24時間 雨量472mm以上	※第二段階時には上記以外の避難所についても、状況に応じて開設を検討する。	高茶屋（小森上野町、町屋、桜茶屋、桜茶屋東）、藤水（藤方、藤方北、藤方中、藤方東、米津、米津北、御殿場）
中ノ川	【河芸】千里ヶ丘小学校、上野小学校	上野（東千里、上野）、千里ヶ丘（千里ヶ丘東区）

【雲出川（中村川合流より下流）における避難情報発令対象地区等】

雲出橋観測所における状況	避難情報発令対象地区
雲出橋観測所の水位が 5.00m を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	高茶屋（小森北、ヒューマンタウン高茶屋、町屋、小森南第1、小森上野町）、雲出地区全域、桃園（新家町、木造）、香良洲地域全域に【警戒レベル3】高齢者等避難を発令
雲出橋観測所の水位が 5.40m を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	雲出（本郷、本郷西町、本郷町ニュータウン、津グリーンビレッジ雲出、パティオス、本郷北ノ端、長常、十五所、十五所団地、伊倉津町、長藤、高峯）、桃園（新家町）に【警戒レベル4】避難指示を発令
雲出橋観測所の水位が 5.70m を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	高茶屋（小森北、ヒューマンタウン高茶屋、町屋、小森南第1、小森上野町）、雲出（島貫、殿木、池田）、桃園（木造）に【警戒レベル4】避難指示を発令
雲出橋観測所の水位が 6.50m を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	香良洲地域全域に【警戒レベル4】避難指示を発令
雲出橋観測所の水位が 7.50m を観測したとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき	上記対象地区に【警戒レベル5】緊急安全確保を発令

（注）雲出橋観測所の水位が**6.20m**を観測した際には、危険箇所（6.2km地点）において、水位がHWLに達する。

【波瀬川における避難情報発令対象地区等】

下川原橋観測所における状況	避難情報発令対象地区
下川原橋観測所の水位が 2.20m を観測し更に水位の上昇が見込まれるとき	大井 （平岩、谷戸）、 高岡 （田尻 1、田尻 2、田尻 3）、 川合 （西川原、一志団地）に【警戒レベル 3】高齢者等避難を発令
下川原橋観測所の水位が 3.40m を観測し更に水位の上昇が見込まれるとき	大井 （平岩）、 高岡 （田尻 1） に【警戒レベル 4】避難指示を発令
下川原橋観測所の水位が 4.20m を観測し、越流が確認されたとき	大井 （谷戸）、 高岡 （田尻 2、田尻 3）、 川合 （西川原、一志団地） に【警戒レベル 4】避難指示を発令
下川原橋観測所の水位が 4.40m を観測したとき、または当該河川において決壊や、越流が確認されたとき	大井 （平岩）、 高岡 （田尻 1）に【警戒レベル 5】緊急安全確保を発令

【中小河川における避難情報発令対象地区等】

河川名	避難所	避難情報発令対象地区
穴倉川（津）	楢形小学校	分部（長田、十王、地下、広永、四軒町、向井）、小舟
天神川	南郊公民館、高茶屋市民センター	桜茶屋、桜茶屋東、ヒューマンタウン高茶屋、小森北、小森南第 1、上野、町屋、城山西、西里ノ上西、西里ノ上北
赤川	久居公民館	須ヶ瀬町
八壺川	久居西中学校	北出自治会（栗葉地区）
かよう川	榊原小学校	榊原 4 自治会
安子谷川	榊原小学校	榊原 4 自治会
谷柚川	榊原小学校（同時に榊原市民館も開設する）	榊原 5 自治会
田中川（上野）	上野小学校	上野

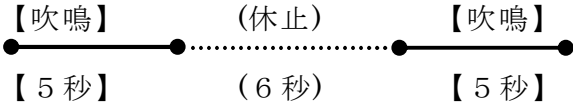
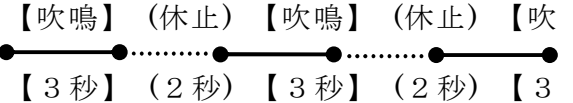
河川名	避難所	避難情報発令対象地区
田中川（東千里）	千里ヶ丘小学校	東千里
田中川（大蔵園）	上野小学校	大蔵園
中ノ川	明小学校 （楠原公民館一時避難場所（及び寺） 中ノ川の水位が上昇し、中ノ川を横断する新玉橋を通行することが危険な場合）	楠原中自治会 楠原東自治会 林川原自治会
安濃川上流	錫杖湖水荘（2階以上） （土砂災害警報の発表時は、雲林院福祉会館へ）	河内中自治会
桂畑川（南長野）	北長野林業者等休養福祉施設	南長野
桂畑川（桂畑）	北長野林業者等休養福祉施設	桂畑
細野川	北長野林業者等休養福祉施設	北長野
柳谷川	美里社会福祉センター	三郷
穴倉川（美里）	（旧）辰水小学校	家所
待口川	美里社会福祉センター	三郷
久保川	（旧）辰水小学校	家所、久保、向出垣内
美濃屋川（内多）	安濃小学校	内多地区
美濃屋川（太田）	安濃小学校	太田地区
美濃屋川（清水）	安濃小学校	清水地区
波瀬川	波瀬ふれあい会館、（三重中央農協旧室の口支店）	室の口自治会
大村川（上流）	倭小学校	上ノ村、口佐田、中ノ村、南出
大村川（中流）	倭小学校	南出
佐田川	倭小学校	中佐田
垣内川	倭小学校	垣内
弁天川	川口小学校	川口
八手俣川	下之川体育館	中津・太作
名張川	太郎生多目的集会所	上登・下登・猿子・飯垣内

3 避難情報の伝達内容

水害時における避難情報の伝達内容については、次の例文を参考に、事態の状況等に応じた内容で伝達するものとします。

なお、同報系防災行政無線による避難情報の緊急的な放送については、より確実に伝達できるよう下表のとおり、まずサイレンによる警告音等を鳴らします。

【避難情報のチャイム及びサイレンパターン】

内容	サイレン等パターン
【警戒レベル3】高齢者等避難 (チャイム音+音声放送)	「上り4音チャイム」×2回 (音声放送後は「下り4音チャイム」×1回)
【警戒レベル4】避難指示 (サイレン音+音声放送)	
【警戒レベル5】緊急安全確保 (サイレン音+音声放送)	

(1) 居住者等への伝達内容

ア 「注意喚起」の伝達文例

「こちらは、広報津市です。〇時〇分現在、〇〇川の水位が（氾濫注意水位、避難判断水位）の〇〇mに達し、水防警報が発表されました。

今後の、防災行政無線や広報車など、市からの情報に御注意ください。」

イ 「【警戒レベル3】高齢者等避難」の伝達文例

「この放送が聞こえる地域の方へ、津市災害対策本部からお知らせします。〇〇川の水位が上がっています。洪水のおそれがあります。【警戒レベル3】高齢者等避難を発令しました。〇〇川の近くにお住まいの方で、避難に時間がかかる方は、早めに避難を開始してください。（そのほか、「昨夜からの大雨により、〇〇時間後には〇〇川の水位が氾濫危険水位に達するおそれがあります。」、「できる限り近所の方にも声をかけて避難してください。」等）」

ウ 「【警戒レベル4】避難指示」の伝達文例

「この放送が聞こえる地域の方へ津市災害対策本部から緊急のお知らせです。〇〇川の水位が上がっています。洪水の危険性が高まっています。【警戒レベル4】避難指示を発令しました。危険な場所にいる人は、安全な場所へ避難してください。対象地域は、〇〇です。開設避難所は〇〇です。(また、十分な時間がない方は近くの安全な建物に避難してください。)」

エ 「【警戒レベル5】緊急安全確保」の伝達文例

「この放送が聞こえる地域の方へ津市災害対策本部から緊急のお知らせです。〇〇川で(堤防が決壊して)、洪水が発生しました。大変危険な状況です。【警戒レベル5】緊急安全確保を発令しました。大至急、安全な場所へ避難するか、屋内の安全なところに避難してください。対象地域は、〇〇地域の〇〇です。開設避難所は〇〇です。」

また、居住者等が避難を開始する時点で、道路冠水やがけ崩れなど避難行動の支障となる状況がある場合は、その状況も併せて伝達するものとし、できる限り簡潔な内容とするものとします。

なお、浸水が既に始まっている場合において、居住者等が留意すべき点として次の事項が挙げられるので、これらのことも考慮の上で、伝達内容とするものとします。

- ・ 浸水深が50cmを上回る(膝上まで浸水が来ている)場所での避難行動は危険であること。また、流速が早い場合は、20cm程度でも歩行不可能であること。
- ・ 用水路等への転落のおそれのある場所では、道路上10cm程度でも危険であること。
- ・ 浸水により避難所までの歩行等が危険な状態になった場合には、生命を守る最低限の行動として、自宅や隣接建物の2階等へ緊急的に避難するなどの行動をとること。

(2) 要配慮者利用施設への伝達内容

水防法第15条の規定により、三重県が示す浸水想定区域内にある要配慮者利用施設については、避難に係る時間をより多く確保するため、氾濫注意水位及び避難判断水位の観測があった場合には、次の例文を参考に、事態の状況等に応じた内容に適宜修正してFAXにより伝達す

るものとしします。

ア 氾濫注意水位超過時の伝達文例

「〇月〇日〇時〇分現在、〇〇川の水位が氾濫注意水位に達し、洪水予報（氾濫注意水位到達情報）が発表されましたので伝達します。」

イ 避難判断水位超過時の伝達文例

「〇月〇日〇時〇分現在、〇〇川の水位が避難判断水位に達し、洪水予報（避難判断水位到達情報）が発表されましたので伝達します。」

なお、今後【警戒レベル3】高齢者等避難等を発表する可能性がありますので、市からの情報（防災行政無線、広報車、FAX等）にご注意いただくとともに、避難に時間がかかる方は危険な場所から避難してください。なお、開設している避難所は〇〇です。」

第3 土砂災害

1 気象情報等

(1) レベル4 土砂災害危険警報（旧：土砂災害警戒情報）

レベル4 土砂災害危険警報は、令和8年5月29日より土砂災害警戒情報から呼称が変更された気象情報で、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき（過去に三重県内で大規模土砂災害が発生したときの基準値（雨量等）を2時間以内に超える見込みとなったとき）に、市町長が避難情報を発令する際の判断や居住者等の自主避難の参考となるよう、津地方気象台が発表する気象情報です。

また、レベル4 土砂災害危険警報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難情報の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊や地すべり等は、レベル4 土砂災害危険警報の発表対象とはしていません。

土砂災害を含む防災気象情報の対象地域は、市町単位とするのが基本ですが、本市は市域が広大であるため、津市東部（津、河芸及び香良洲地域）と津市中西部（久居、芸濃、美里、安濃、一志、白山及び美杉地域）に分けて発表されます。

なお、「土砂災害警戒情報」は、「レベル4 土砂災害危険警報」に呼称は変更されましたが、土砂災害防止法第27条に基づく避難に資する情報としての性質を有することは変わりません。

(2) 三重県土砂災害情報提供システム

雨量等の情報を基に、三重県から土砂災害の危険度に関する情報がリアルタイムに提供されるシステムで、市域の全域を1km四方単位に区切った区域の土砂災害危険度情報（パソコン画面で危険度に応じて4色で表示される。）を監視し、警戒区域を確認するものです。

確認の際は、下記のように土砂災害危険度情報を選択して監視を実施します。



2 判断基準等及び避難情報発令対象地区等

(1) 避難情報の発令の判断基準等

土砂災害時における避難情報の発令に当たっては、次表の基準を基に、直近の気象情報や土砂災害危険箇所の巡視情報等から、総合的に判断することとしますが、この運用に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとします。

ア 重要な情報については、情報を発表した気象官署（津气象台ホットライン）、砂防関係機関（県土整備部 河川・砂防課）等との間で相互に情報交換すること。

イ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。

ウ 土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

【避難情報発令の判断基準】

【警戒レベル3】	【警戒レベル4】	【警戒レベル5】
高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
・ 津地方气象台からレベル3土砂災害警報が発表され、三重県土砂災害情報提供システムの土砂災害危険度情報で警戒【レベル3】（赤）相当の場合。 ・ その他災害対策本部長が必要と判断したとき。	・ 津地方气象台からレベル4土砂災害危険警報が発表され、三重県土砂災害情報提供システムの土砂災害危険度情報で危険【レベル4】（紫）相当になったとき。 ・ 近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り・溪流の水量の変化、山鳴り、流木の流出など）が確認	・ 津地方气象台からレベル5土砂災害特別警報が発表され、三重県土砂災害情報提供システムの土砂災害危険度情報で災害切迫【レベル5】（黒）相当になったとき。 ・ 土砂災害が発生したとき。

	されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 ※消防団や職員等による巡視結果や地元からの情報等を踏まえ、判断する。	
--	--	--

なお、「【警戒レベル５】緊急安全確保」は人的被害が発生した場合やそれに発展する場合に、可能な範囲で発令するものです。

(2) 避難情報発令対象地区（地域）等

【警戒レベル３】	【警戒レベル４】	【警戒レベル５】
高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
５ｋｍメッシュ地区名対応表を確認し、土砂災害情報提供システムにおいて発表された土砂災害危険度情報が 赤（警戒） となっているメッシュに該当する地区（注）に発令	１ｋｍメッシュ地区名対応表を確認し、土砂災害危険度情報が 紫（危険） となっているメッシュに該当する地区（注）に発令 ※土砂災害警戒区域に指定されていない地区については、消防団や職員等による巡視結果や地元からの情報等を踏まえ、判断する。	１ｋｍメッシュ地区名対応表を確認し、土砂災害危険度情報が 黒（災害切迫） となっているメッシュに該当する地区（注）に発令 ※消防団や職員等による巡視結果や地元からの情報等を踏まえ、判断する。

（注）：小学校区単位の区割り

ただし、三重県土砂災害情報提供システムのメッシュの色が広範囲に変化する状況や、土砂災害の発生状況によっては、地域単位（総合支所単位）で発令するなど臨機応変に対応することとします。

【土砂災害における地区毎の避難情報発令時の開設避難所について】

地域	地区	開設避難所
津	北立誠	北立誠小学校
	南立誠	アストプラザ、橋北中学校
	敬和	
	養正	三重大学教育学部附属小学校
	修成	修成小学校、三重県立津工業高等学校、セントヨゼフ女子学園
	育生	
	新町	
	南が丘	南が丘小学校
	白塚	
	栗真	栗真小学校、町屋会館
	一身田	一身田小学校、三重短期大学
	安東	安東小学校
	津西	三重県総合文化センター
	櫛形	櫛形小学校、櫛形市民館
	片田	片田出張所
	神戸	神戸小学校、津市青少年野外活動センター
	藤水	藤水小学校、三重県立聾学校
	高茶屋	高茶屋市民センター、南郊公民館
	雲出	
	大里	大里小学校
	高野尾	高野尾小学校
	豊が丘	豊が丘小学校
久居	誠之	誠之小学校、久居公民館
	成美	成美小学校、久居中学校
	立成	立成小学校、久居東中学校
	桃園	桃園小学校、久居東中学校
	戸木	戸木小学校
	栗葉	久居西中学校
	榊原	榊原小学校

河芸	豊津	
	上野	上野小学校 、河芸公民館
	黒田	黒田小学校、河芸公民館
	千里ヶ丘	千里ヶ丘小学校
芸濃	椋本	芸濃総合文化センター
	明	明小学校
	安西	(旧) 安西小学校
	雲林院	※雲林院福祉会館
	河内	※雲林院福祉会館
美里	高宮	美里社会福祉センター
	長野	※北長野林業者等休養福祉施設
	辰水	(旧) 辰水小学校
安濃	草生	草生公民館
	村主	村主小学校
	安濃	安濃小学校
	明合	明合公民館
香良洲	香良洲	
一志	大井	(旧) 大井小学校 、 とことめの里一志
	波瀬	波瀬ふれあい会館
	川合	一志東小学校
	高岡	一志高岡公民館 、 とことめの里一志
白山	家城	家城小学校、家城公民館
	川口	川口小学校、 白山公民館 、白山中学校
	大三	大三小学校、大三公民館
	倭	倭小学校、倭公民館
	八ツ山	八ツ山小学校、八ツ山公民館、 白山体育館
美杉	竹原	竹原地域住民センター
	八知	美杉中学校
	太郎生	※上太郎生西地区多目的集会所
	伊勢地	※下前戸集会所
	八幡	美杉高齢者生活福祉センター、 ※浄土宗高巖寺

	多気	美杉高齢者生活福祉センター、※みすぎ高原ゴルフ倶楽部ロッヂ、※町屋公民館 ※中俣集会所、※天理教國司分教会
	下之川	下之川地域住民センター、美杉下之川体育館

注) 太字かつ斜体については、河川における避難情報発令時に開設する避難所で、「／」の地区については、土砂災害危険箇所が存在しない地区を指します。また、「※」は土砂災害避難施設を指します。

(3) 避難情報発令の頻度

三重県土砂災害情報提供システムにおける土砂災害危険度情報については、10分毎に更新され、それらの情報をその都度解析した上で、避難情報を発令することは、河川における避難情報の発令との兼ね合いもあり困難であることが考えられるため、30分単位を基本としつつ状況に応じて避難情報を発令することとします。

3 避難情報の伝達内容

土砂災害時における避難情報の伝達内容については、次の例文を参考に、事態の状況等に応じた内容に適宜修正して伝達するものとします。

なお、居住者等が避難を開始する時点で、道路冠水やがけ崩れなど避難行動の支障となる状況がある場合は、その状況も併せて伝達するものとし、できる限り簡潔な内容とするものとします。

ア 「注意喚起」の伝達文例

「こちらは、広報津市です。○時○分に、津市（東部・中西部）にレベル3土砂災害警報が発表されました。(○○地区で災害が発生する雨量などの基準値を超えました。)

今後の防災行政無線や広報車など、市からの情報に御注意ください。
対象地域は（東部：白塚地区、敬和地区、新町地区、育生地区、雲出地区を除く津及び豊津地区を除く河芸地域）（中西部：久居、芸濃、美里、安濃、一志、白山及び美杉地域）です。」

イ 「【警戒レベル3】高齢者等避難」の伝達文例

「こちらは、津市災害対策本部です。土砂災害が発生するおそれがあるため、本日（○月○日）○時○分に○○地区に対して【警戒レベル3】高齢者等避難を発令しました。お年寄りの方など避難に時間がかかる方は、危険な場所から直ちに避難してください。開設している避難所は○○です。

その他の方も避難の準備を始めてください。」

ウ 「【警戒レベル4】避難指示」の伝達文例

「こちらは、津市災害対策本部です。土砂災害が発生する危険性が非常に高まっているため、本日（○月○日）○時○分に○○地区に対して【警戒レベル4】避難指示を発令しました。非常に危険な状況となっています。危険な場所にいる人は、避難してください。開設している避難所は○○です。また、十分な時間がない方は近くの安全な建物に避難してください。」

エ 「【警戒レベル5】緊急安全確保」の伝達文例

「こちらは、津市災害対策本部です。○○地区で土砂災害が発生しました。大変危険な状況です。【警戒レベル5】緊急安全確保を発令しました。大至急、安全な場所へ避難するか、屋内の山から離れた高いところに避難してください。対象地区は○○です。開設避難所は○○です。」

また、土砂災害の避難について、住民が留意すべき点として次の事項が挙げられるので、これらのことも考慮の上で伝達内容とするものとします。

- ・ 避難所へ避難する際は、他の土砂災害危険箇所内の通過は避けること。土石流に関しては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れること。また、溪流を渡って対岸に避難することは避けることなどに留意すること。
- ・ 避難所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心掛けること。

第4 高潮

1 潮位の名称

(1) レベル4 高潮危険警報注意報基準（予測値）

気象庁が発表する「レベル4 高潮危険警報注意報」の基準潮位であり、予測値において潮位がレベル4 高潮危険警報基準に到達する6時間前までにレベル4 高潮危険警報が発表される。

なお、気象庁が発表する「レベル3 高潮警報」はレベル4 高潮危険警報基準に達する12時間前まで、「レベル2 高潮注意報」は18時間前までに段階的に発表される。

(2) レベル5 高潮特別警報基準（実況値）

気象庁が発表する「レベル5 高潮特別高潮警報」の基準潮位であり、実況又は直近の潮位予測がレベル5 高潮特別警報基準を超過する場合にレベル5 高潮特別警報が発表される。

(3) 高潮特別警戒水位（実況値）

高潮による災害を特に警戒すべき水位であり、高潮により相当な損害が生じるおそれがある海岸として、三重県が水位周知海岸に指定および高潮特別警戒水位を設定する。

市町村	潮位観測地点	レベル4 高潮危険警報 基準	レベル5 高潮特別警報 基準
津市	津市沿岸部	2.8m(予測値)	4.0m(実況値)
	※津市中西部は、津市東部に連動して高潮に関する気象情報が発表されるため、各基準値は設定されていない。		
	水位観測所	—	高潮特別警戒水位
	津松阪港	—	2.3m（実況値）

2 判断基準等及び避難情報発令

避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
警戒レベル	3	4	5
気象警報・ 注意報等	レベル3 高潮警報	レベル4 高潮危険 警報	①レベル5 高潮特別 警報 ②高潮氾濫発生情報 (三重県が発表)

潮水位	基準なし	2.8m(予測値)	①4.0m（実況値） ②2.3m（実況値）
摘要	レベル4 高潮危険 警報基準に達する 1 2 時間前までに 段階的に発表	レベル4 高潮危険 警報基準に到達す る6 時間前までに 発表	①レベル5 高潮特別 警報基準を超過し、 かつ、その状況が一 定時間継続すると予 想される場合に発表 ②三重県（津建設事 務所）からの高潮氾 濫発生情報の通知に よる

3 避難情報の発令対象地区

高潮災害が予想される場合における避難情報の発令対象地区については、接近する台風の規模（下記参照）により総合的に判断することとし、L 1 については、三重県が高潮シミュレーションを実施した「想定最大規模より小さい規模の高潮浸水想定区域図」（伊勢湾台風級、堤防決壊なし）において、50cm以上の浸水が想定される対象地区に避難情報を発令することとし、L 2 については、水防法第14条の3に基づき、三重県より指定された伊勢湾沿岸（三重県区間のうち津市沿岸部）に係る高潮浸水想定区域において、50cm以上の浸水が想定される対象地区に発令します。

台風の規模（台風の最新予報が発表される毎に、津市への最接近時の中心気圧により判断する）

程度	中心気圧	過去の想定台風
L 1	930 hpa より高い	伊勢湾台風級
L 2	上記未満の場合	室戸台風級

L 1

地域	避難情報の発令対象地区	開設する避難所
河芸地域	豊津、上野	朝陽中学校、豊津小学校、上野小学校

津地域	白塚、栗真、北立誠、南立誠、敬和、育生、藤水、一身田平野、新町、養正、修成	白塚小学校、栗真小学校、（町屋会館）、（三重県立国児学園）、北立誠小学校、アストプラザ、橋北中学校、南立誠小学校、中央市民館、（鰐崎地区防災コミュニティセンター）、（高洲町教育集会所）、（さくら児童館）、東橋内中学校、敬和小学校、敬和公民館、みえ夢学園高等学校、育生小学校、橋南中学校、三重県立聾学校、藤水小学校、三重短期大学、新町小学校、西橋内中学校、養正小学校、修成小学校
香良洲地域	香良洲全域	香良洲小学校、香海中学校

（）内の指定避難所は、L 2 の場合は開設しない避難所となり、「高潮」にかかる避難情報の発令前に開設されている場合は閉鎖する避難所となります。

また、閉鎖する場合の避難者については、公用バス等により避難者を高潮避難に対応できる指定避難所に移送します。

L 2

地域	避難情報の発令対象地区	開設する避難所
河芸地域	豊津、上野、千里ヶ丘、黒田	河芸公民館、河芸体育館、朝陽中学校、豊津小学校、上野小学校、黒田小学校、千里ヶ丘小学校
津地域	白塚、栗真、北立誠、南立誠、敬和、育生、藤水、雲出、一身田、大里、新町、養正、神戸、修成、	白塚小学校、栗真小学校、北立誠小学校、アストプラザ、橋北中学校、南立誠小学校、

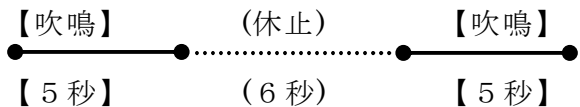
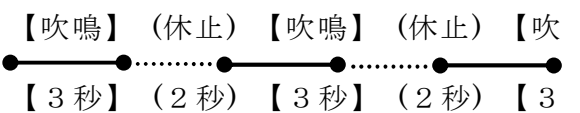
	高茶屋	中央市民館、東橋内中学校、敬和小学校、敬和公民館、みえ夢学園高等学校、育生小学校、橋南中学校、三重県立龔学校、藤水小学校、雲出出張所、雲出小学校、雲出市民センター、殿木集会所、雲出地区防災コミュニティセンター、高田短期大学、高田中・高等学校、一身田中学校、一身田小学校、三重短期大学、大里出張所、大里小学校、豊里中学校、新町小学校、西橋内中学校、養正小学校、セントヨゼフ女子学園、津工業高等学校、津南防災コミュニティセンター、修成小学校、南郊公民館、高茶屋小学校、南郊中学校、高茶屋市民センター、三重県立津高等技術学校
香良洲地域	香良洲全域	香良洲小学校、香海中学校、香良洲歴史資料館、まつぼっくり作業所
久居地域	桃園	桃園小学校

4 避難情報の伝達内容

高潮時における避難情報の伝達内容については、次の例文を参考に、事態の状況等に応じた内容で伝達するものとします。

なお、同報系防災行政無線による避難情報の緊急的な放送については、より確実に伝達できるよう下表のとおり、まずサイレンによる警告音等を鳴らします。

【避難情報のチャイム及びサイレンパターン】

内容	サイレン等パターン
【警戒レベル3】高齢者等避難 (チャイム音+音声放送)	「上り4音チャイム」×2回 (音声放送後は「下り4音チャイム」×1回)
【警戒レベル4】避難指示 (サイレン音+音声放送)	
【警戒レベル5】緊急安全確保 (サイレン音+音声放送)	

(1) 居住者等への伝達内容

ア 「【警戒レベル3】高齢者等避難」の伝達文例

「この放送が聞こえる地域の方へ、津市災害対策本部からお知らせします。津市沿岸部の潮位が上昇しています。高潮のおそれがあります。

【警戒レベル3】高齢者等避難を発令しました。沿岸部にお住まいの方で、避難に時間がかかる方は、早めに避難を開始してください。(そのほか、「三重県に接近している台風により、〇〇時間後には津市沿岸部の潮位がレベル4高潮危険警報基準の水位に達するおそれがあります。」「できる限り近所の方にも声をかけて避難してください。」等)」

イ 「【警戒レベル4】避難指示」の伝達文例

「この放送が聞こえる地域の方へ津市災害対策本部から緊急のお知らせです。津市沿岸部の潮位が上昇しています。高潮の危険性が高まっています。【警戒レベル4】避難指示を発令しました。危険な場所にいる人は、沿岸部から離れた高台にある安全な場所へ避難してください。対象地域は、〇〇です。(また、十分な時間がない方は近くの安全な建物に避難してください。)」

ウ 「【警戒レベル5】緊急安全確保」の伝達文例

「この放送が聞こえる地域の方へ津市災害対策本部から緊急のお知らせです。津市沿岸部の潮位がレベル5高潮特別警報基準の潮位に達しま

した。（または、伊勢湾沿岸（三重県区間）の水位が高潮特別警戒水位に達しました。）大変危険な状況です。【警戒レベル 5】緊急安全確保を発令しました。大至急、安全な場所へ避難するか、屋内の安全なところに避難してください。対象地域は、〇〇地域の〇〇です。」

居住者等が避難を開始する時点で、道路冠水やがけ崩れなど避難行動の支障となる状況がある場合は、その状況も併せて伝達するものとし、できる限り簡潔な内容とするものとします。

なお、浸水が既に始まっている場合において、居住者等が留意すべき点として次の事項が挙げられるので、これらのことも考慮の上で、伝達内容とするものとします。

- ・ 浸水深が 50cm を上回る（膝上まで浸水が来ている）場所での避難行動は危険であること。また、流速が早い場合は、20cm 程度でも歩行不可能であること。
- ・ 用水路等への転落のおそれのある場所では、道路上 10cm 程度でも危険であること。
- ・ 浸水により避難所までの歩行等が危険な状態になった場合には、生命を守る最低限の行動として、自宅や隣接建物の 2 階等へ緊急的に避難するなどの行動をとること。

(2) 要配慮者利用施設への伝達内容

水防法第 15 条の規定により、三重県が示す浸水想定区域内にある要配慮者利用施設については、避難に係る時間をより多く確保するため、【警戒レベル 3】高齢者等避難を発令した場合は、次の例文を参考に、事態の状況等に応じた内容に適宜修正して F A X により伝達するものとします。

ア 【警戒レベル 3】高齢者等避難発令時の伝達文例

「〇月〇日〇時〇分現在、津市沿岸部の潮位が上昇しています。高潮のおそれがあり、【警戒レベル 3】高齢者等避難を発令しましたので伝達します。

なお、〇〇時間後には【警戒レベル 4】避難指示等を発表する可能性がありますので、市からの情報（防災行政無線、広報車、F A X 等）にご注意いただくとともに、避難に時間がかかる方は危険な場所から避難してください。」

第5 津波

1 判断基準等及び避難情報発令対象地区等

(1) 避難情報の発令の判断基準等

津波による被害から市民の生命、身体の安全を確保するため、次の基準により迅速かつ的確に避難情報を発令します。ただし、津波警報等の発表に先立って、津波が到達することもあることから、強い地震（震度4以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じた場合は、速やかに避難情報の発令を検討します。

また、我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものについては、状況に応じて判断します。

【津波の避難情報発令の判断基準】

避難指示	
・ 強い地震（震度4以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じ、かつ、伊勢・三河湾津波予報区に津波警報が発表されたとき。 ・ 伊勢・三河湾津波予報区に大津波警報が発表されたとき。 ・ その他災害対策本部長が必要と判断したとき。	

※ 遠地地震による津波で、伊勢・三河湾津波予報区に津波注意報が発表される場合などは、沿岸地域に注意喚起を促すなど、臨機応変な対応を図るものとする。

【市民等の基本的な避難行動】

区 分		市民等の基本的な行動
津波注意報発表時（レベル1）		・ 堤外地（海岸と堤防との間の土地）にいる市民及び観光客等は、迅速に海岸付近から退避する。
津波警報 発表時	地震の揺れを伴わない場合（遠地での地震の場合） （レベル2）	・ 沿岸地域の市民等は、海岸付近に近付かないようにする。 ・ 市及び報道機関等からの情報を収集する等、迅速に緊急避難ができるよう警戒体制を図る。

区 分		市民等の基本的な行動
津波警報 発表時	強い地震又は長時間 のゆっくりとした揺 れを伴った場合 (レベル3)	・避難対象地域内の市民等は、原則として、津波浸 水予測地域外の避難所、一時避難場所、公園、広 場又は高台等の安全な場所（地域）等へ迅速に 避難する。
大津波警報発表時（レベル4）		

※ なお、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、津市としては事前避難対象地域を設定せず、また直ちに避難情報の発令も行いませんが、三重県の対応も踏まえた上で、状況に応じた配備体制をとり、市民に対し、1週間の防災対応の呼びかけ等今後の備えについて注意喚起を行うこととします。

(2) 津波における避難情報発令対象地区等

津波における避難対象地区は、津波が発生した場合に浸水が想定される地区全域になります。

なお、津波からの避難に当たっては、津波浸水が予測される地区の外へ短時間で避難することが必要であることから、津波浸水が予測されていない高台へ避難を呼びかけるものとします。

ただし、避難に時間を有する避難誘導を行う方や要配慮者等については、近接する津波避難ビルや周辺の3階建て以上の建築物に緊急避難を呼びかけるものとします。

【津波における避難対象地区等】

地域	避難対象地区
河芸地域	豊津、上野、千里ヶ丘、黒田
津地域	白塚、栗真、北立誠、南立誠、敬和、育生、藤水、雲出、一身田、大里、安東、新町、養正、神戸、修成、高茶屋
香良洲地域	香良洲全域
久居地域	桃園

2 避難情報の伝達内容

津波時における避難情報の伝達内容については、まず、伊勢・三河湾津波予報区内に津波警報及び大津波警報が発表されると、(1)のとおり全国瞬時通

報システム(J-ALERT)による自動放送が行われます。市としては、当 J-ALERT による自動放送を以て、避難情報を発令したものと捉えます。その後、状況に応じて(2)のとおり避難情報の発令を行うものとします。

また、日本から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものについて、避難情報の判断基準に達する以前に津波の到達予想時刻等の情報を入手できることがあり、その場合には、早期の段階からそれらの情報を踏まえつつ、確実な避難情報に係る対応等を実施することが必要となります。

避難情報の伝達については、次の例文を参考に、事態の状況等に応じた内容で伝達するものとします。

(1) J-ALERT の自動放送による伝達内容

ア 「津波警報」の伝達文例

「津波警報が発表されました。こちらは、広報津市です。」

イ 「大津波警報」の伝達文例

「大津波警報。大津波警報。ただちに高台に避難してください。こちらは、広報津市です。」

(2) 市長の意思決定を踏まえた避難情報の伝達内容

ア 「注意喚起」の伝達文例

「こちらは、広報津市です。〇時〇分ごろ、伊勢・三河湾津波予報区に津波が到達するという予想が発表されました。沿岸部や川沿いから離れてください。」

イ 津波警報発表時における「避難指示」の伝達文例

「こちらは、津市災害対策本部です。津波警報の発表に伴い〇時〇分に避難指示を発令しました。津波が到達するおそれがありますので、沿岸部や川沿いの方は、できる限り遠くへ離れ、高台等の安全な場所に直ちに避難してください。(津波は繰り返し襲ってくるため、警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。)」

ウ 大津波警報発表時における「避難指示」の伝達文例

「こちらは、津市災害対策本部です。大津波警報の発表に伴い〇時〇分に避難指示を発令しました。巨大な津波が到達するおそれがありますので、沿岸部や川沿いの方はできる限り遠くへ離れ、高台等の安全な場所に直ちに避難してください。(津波は繰り返し襲ってくるため、警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。)」

※ 津波到達するまでの時間的余裕がない場合

「こちらは、津市災害対策本部です。巨大な津波が到達します。沿岸部や川沿いにいる方は高台や最寄りの避難ビルなど安全な場所へ直ちに避難してください。」

また、住民が留意すべき点として次の事項が挙げられるので、これらのことも考慮の上で、伝達内容とするものとします。

- ・ 強い地震（震度4以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報や避難指示を待たず、直ちに避難すること。
- ・ 大津波警報を覚知した場合に、避難指示を待たずに、直ちに避難すること。
- ・ 津波警報や避難指示は、避難した先で確認し、避難行動を継続するかどうかの判断材料とすること。
- ・ 遠地地震による津波の際には、津波が到達するまでに時間的な余裕があることから、状況に応じて避難指示を発令するものとします。

第5 避難情報の伝達方法

避難情報の伝達については、次に示す情報伝達手段を有効に活用し、速やかに居住者等に情報伝達を行うものとします。

- 1 同報系防災行政無線（※1）
- 2 エリアメール（※2）、緊急速報メール（※2）
- 3 ホームページ
- 4 CATV 行政チャンネル L 字テロップ放送
- 5 防災情報メール（iFax 含む）、多言語メール
- 6 広報車・消防車両
- 7 電話
- 8 ファックス
- 9 緊急告知ラジオ
- 10 津市公式 L I N E

※1 中小河川における避難情報の発令や土砂災害における避難情報の発令については、子局を限定して放送することとします。

※2 中小河川における避難情報の発令については、影響が大きいことから、控えることとします。

第6 運用に係る留意事項

本マニュアルは、適切な避難情報を発令・伝達するため、避難情報を発令する場合の判断基準や住民への伝達方法などについて、現時点での知見に基づき取りまとめたものであり、今後の河川に関する情報体制の整備や、土砂災害特別警戒区域の指定、並びに実際の避難行動からの反省等により、適切な時期に見直すものとします。

従って、実際の避難情報の発令に際しては、本マニュアルのほか、現場の状況、気象情報及び雨量データ等を基に、状況に応じ適切な避難情報の発令・伝達に努めることとします。

改訂履歴

改訂年月	改訂概要
平成21年 9月	津市避難勧告等の判断・伝達マニュアル策定
平成22年 9月	一部改訂 ・雲出川（県管理区間）における設定水位追加に係る対応 ・避難勧告等発令対象地区、開設避難所の変更
平成26年 3月	一部改訂 ・横川、美濃屋川における設定水位追加に係る対応 ・波瀬川の設定水位変更に係る対応 ・津波時における避難勧告等発令対象地域を追加
平成27年 7月	一部改訂 ・国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」が改訂となったことに係る対応 ・県管理の水位周知河川の設定水位変更に係る対応 ・土砂災害に係る避難勧告等の発令の変更に係る対応 ・中小河川における避難勧告等の判断・伝達マニュアル策定に係る対応
平成27年 8月	一部改訂 ・雲出川の設定水位変更に係る対応 ・中小河川（大村川）における判断基準追加に係る対応 ・避難勧告等発令時における開設避難所の変更

平成 28 年 7 月	一部改訂 ・ 美濃屋川における避難勧告等発令対象地域の変更 ・ 避難勧告等発令時における開設避難所の変更 ・ 津波における避難勧告等発令対象地区等の変更
平成 28 年 12 月	一部改訂 ・ 雲出川、波瀬川の設定水位変更に係る対応
平成 29 年 5 月	一部改訂 ・ 「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」へ、「避難指示」を「避難指示（緊急）」に名称変更 ・ 田中川における避難勧告等発令対象地域の変更 ・ 避難勧告等発令時における開設避難所の変更
平成 30 年 5 月	一部改訂 ・ 雲出川、安濃川における避難勧告等発令対象地域の追加 ・ 避難勧告等の伝達方法の中で緊急告知ラジオの追記
平成 30 年 7 月	一部改訂 ・ 安濃川における避難勧告等発令対象地域の追加
令和元年 7 月	一部改訂 ・ 避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う警戒レベル及び災害発生情報の運用に関する項目の追記 ・ 洪水予報河川及び水位周知河川における浸水想定区域の見直しに伴う避難勧告等の発令方法、発令対象地区の追加 ・ 避難勧告等発令時における開設避難所の変更 ・ 土砂災害に係る開設避難所の追加
令和 2 年 7 月	一部改訂 ・ 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応に係る項目の追記 ・ 土砂災害に関する情報入手方法を津市土砂災害情報相互通報システムから三重県土砂災害情報提供システムへ変更 ・ 避難勧告等発令時における開設避難所の変更
令和 3 年 6 月	一部改訂 ・ 災害対策基本法の一部改正に伴う避難情報の名称等の変更 ・ 避難情報発令時における開設避難所の追加 ・ 避難情報発令時における発令対象地域の修正

令和4年 6月	一部改訂 ・避難情報に係る内容の修正 ・中小河川における避難情報発令の判断地点の修正 ・避難情報発令時における開設避難所の追加 ・避難情報発令時における発令対象地域の修正
令和5年 6月	一部改訂 ・高潮に関する避難情報発令基準等の追加 ・土砂災害に関する避難情報発令基準等の変更
令和5年10月	一部改訂 ・避難情報発令時における開設避難所の変更
令和6年 6月	一部改訂 ・文言修正
令和7年 4月	一部改訂 ・中小河川における避難情報発令の判断地点等の新設（赤川、八壺川、かよう川、安子谷川、安濃川上流、久保川、弁天川、名張川） ・避難情報発令時における開設避難所の変更 （安東出張所→安東小学校）
令和8年 5月	一部改訂 ・令和8年出水期から運用の新たな防災気象情報に基づく基準及び文言等の変更